

十 発行価格 額面金額百円につき百円三十六

十一 利率 年二・二パーセント

の経過利率 年金積立金管理運用独立行政法

人の理事長は、払込金額に追加、
次の算式により算出した金額を
第十八号の規定する期日に払い

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.2}{100} \times \frac{71}{365}$$

平成十八年九月二十日を支払期
とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十五号において規定
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期以後の利子 毎年三月二十日及び九月二十日

を、支払期とし、各支払期におい

て、その日以前六月間に属する
利子を支払う。
平成三十八年三月二十日
額面金額百円につき百円

日本銀行

十五 償還期限 平成十八年五月三十日

元利支 払込期日

十六 償還金額

十七 元利支

十八 払込期日